

2015年度 JTアジア奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、日本たばこ産業株式会社(代表取締役社長 小泉 光臣 氏)のご支援により、「2015年度JTアジア奨学金」の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的・趣旨

この奨学金の提供者である日本たばこ産業株式会社(以下「奨学金提供者」という。)は、日本の大学院に在籍する様々なアジア諸国からの私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、国際交流を促進し、人材の育成に寄与することを目的として、資金を提供された。

2. 応募資格

次のすべてに該当する者とする。

- (1) アジアの国(地域)籍<注1>を有し、わが国で修学または研究する私費外国人留学生
- (2) わが国の大学の大学院修士課程または博士課程に正規生として2015年4月1日時点で在籍している者、もしくは2015年4月から入学を予定している者(専攻分野は限定しない)

※「わが国の大学」とは奨学金提供者と協議の上選定した指定校制とする。

- (3) 2015年4月以降、他の奨学金の給付を受けない者
- (4) 真に経済的援助を必要とする者
- (5) 品行方正で学業成績が優秀な者
- (6) 2015年4月1日現在で、満年齢35歳未満の者
- (7) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者で、奨学金提供者が開催する交流行事(年3回予定)に積極的に参加できる者
- (8) 日本語でのコミュニケーションが可能な者
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者

<注1>:アジア地域諸国の具体的範囲は、パキスタン以東(インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国(香港・マカオを含む)、台湾、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)とする。

3. 採用人数

10名程度

4. 奨学金月額

150,000円

5. 給付期間

2015年4月より2017年3月までの最長2年間(最短1年間)

備考:2016年度に、引き続き2年目の給付を希望する場合は、別途所定の手続を必要とする。

6. 推薦方法

- (1) 奨学金に応募する者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、在籍(入学)する大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出する。
- (2) 在籍大学の長は、第2項に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、第7項に掲げる推薦書類を理事長に提出する。

なお、推薦人数については、依頼文のとおりとする。

7. 推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。日本語または英語で記載されたものに限る。但し英語の場合は和訳を添付すること。) 1 通
- (2) 応募者の写真 1 葉
(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。)
- (3) 在籍大学の長による推薦書(別紙様式 2。推薦理由は指導教官等が記入すること。) 1 通
- (4) 2014 年度学業成績証明書(入手不可の場合は、2014 年度前期学業成績証明書または提出不可の理由書(様式任意)を提出。新たに入学予定の場合は、合格通知書または入学許可書でも可。) 1 通
- (5) 外国人登録原票記載事項証明書または在留カード等の写(在留資格に「留学」が明記されているもの) 1 通
- (6) パスポート及び入国ビザの写

8. 推薦締切期日

2015 年 1 月 9 日(金)まで(必着)

なお、締切期日を過ぎた場合、推薦書類が不備の場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考及び結果の通知

理事長は、第 7 項(3)により推薦された者について、書類審査を行い、奨学金提供者の面接(面接は 2015 年 2 月下旬予定。なお、面接は日本語で行う。)の後、受給者を決定し、2015 年 3 月中旬を目途に、大学を通じて通知する。

10. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

11. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。
- (2) 受給者は、奨学金提供者への入社その他の付帯義務を負わない。
- (3) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、理事長に提出しなければならない。
- (4) 受給者は、奨学金提供者による交流会行事等が開催された場合、これに参加しなければならない。
※給付終了年度の交流行事において、受給期間中の学習、研究等の内容を発表しなければならない。
- (5) 受給者は、次の①から⑤に該当する場合、在籍大学を通じてすみやかに本協会へ届け出なければならない。
 - ① 正規の休暇以外で 1 ヶ月以上授業を欠席しようとする場合
 - ② 帰国、旅行または研究等のため 1 ヶ月以上日本を離れる場合
 - ③ 休学、転学、転部、転科、留年または退学が見込まれる場合
 - ④ 停学その他の在籍大学の処分を受けた場合
 - ⑤ 本協会に対する届出事項が変更になった場合
- (6) 受給者は、選考を経て、JT アジア奨学生に決定後、「誓約書」を提出しなければならない。
- (7) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学・就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は所属大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。

12. 奨学金給付の停止または終了

受給者が、以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の給付を停止または終了する。

- (1) この要項の定める事項に該当しなくなった場合
- (2) 奨学金受給者の義務を怠った場合
- (3) 給付期間中に大学を長期欠席した場合
- (4) 大学を休学または留年した場合
- (5) 病気、その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合
- (6) 学業成績または素行が不良となった場合

- (7) 在籍大学の学籍を失った場合
- (8) 提出書類および届出事項に虚偽があった場合
- (9) その他奨学金の給付目的・主旨または社会的相当性の観点から、給付を不相当と認めた場合
なお、奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで、在籍大学の長を通じて奨学金給付の再開を
願い出たときは、第5項に記載した奨学金の給付期間内において奨学金の給付を再開することがある。
但し、奨学金の給付を停止し、その後再開した場合であっても、第5項の給付期間は延長しない。

13. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載いただいた個人情報については、奨学金事業のために利用し、その他の目的には利用しない。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会 国際交流課 奨学係

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上